

<共同研究報告> 『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』 : その基礎的考察

著者	古藤 真平
雑誌名	日本研究
巻	44
ページ	355-376
発行年	2011-10-23
その他の言語のタイトル	A Basic Study of the Articles of Emperor Uda's Diary : Quoted in the Ako Section of the Seiji Yoryaku
URL	http://doi.org/10.15055/00000478

『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』

——その基礎的考察——

古藤 真平

序

「阿衡の紛議」とも言われる阿衡事件は、仁和三年（八八七）に父帝光孝天皇の崩御を承けて踐祚・即位した宇多天皇が、太政大臣藤原基経にどのような職務を与えるかということで起きた政争である。事件に関する基本史料を収めているのが、『政事要略』巻第三十、阿衡事であり、その中に『宇多天皇御記』仁和四年の記事八条が抄出されている。

この八日分の日記は、阿衡事件の経過を物語る史料としてだけでなく、宇多天皇の個性、学識を窺わせる史料として貴重であり、多くの先学が注目してきたが、文章に即して検討する余地は少なからず残されていると思われる。本稿では、事件の経過を物語る基本史料として、その基礎的な読解を試みてみたい。

一 阿衡事件の概要と『政事要略』阿衡事

序で述べたように、阿衡事件は、仁和三年（八八七）八月二十六日に父帝光孝天皇（八三〇～八八七。在位八八四～八八七）の崩御を承けて踐祚・即位した宇多天皇（八六七～九三一。在位八八七～八九七）が、太政大臣藤原基経（八三六～八九一）にどのような職務を与えるかということで起きた政争である。

その前提となるのが、元慶八年（八八四）六月五日に宣布された光孝天皇の勅である。同勅は、同年二月四日に踐祚、同月二十三日に即位した天皇が、五月二十九日、基経が在任していた太政大臣の職掌について学者達に議論させたことを承けたもので、

かりに職とすると、無く有るべくとも、朕が耳目腹心に侍るところなれば、特に朕が憂ひを分かつとも思ほすを、今日より

官庁に坐して、就きて万政を領べ行ひ、入りては朕が躬を輔け、出でては百官を総ぬべし。奏すべきの事、下すべきの事、必ず先に諮り稟けよ。朕將に垂拱して成るを仰がむとすと宣る御命を衆聞き給へと宣る。

と宣するものであった（『日本三代実録』から抄出して書き下した）。

学者達の議論からは「師範訓導のみには非ずありけり。内外の政、統べざること無くも有るべかりけり」という解釈は導き出せたのであったが、太政大臣の具体的な職掌を明らかにできたわけではなかった。そこで、仮に太政大臣の職掌というべきものが官制上はないとしても、自分を補佐するとともに、全ての官庁を統括し、全ての上奏・宣下案件の諮問を受けるようにするという形で、基経を執政の任に当たらせるとするのがこの勅の主旨であった。ここで基経に与えられた「奏すべきの事、下すべきの事、必ず先に諮り稟けよ」という権限が「関白」の前提となったことは先学の指摘するところである¹⁾。

仁和三年十一月十七日に即位式を終えた宇多天皇は、十一月二十一日の詔書で基経の職務について「其万機巨細、百官惣己。皆関白於太政大臣、然後奏下、一如旧事」（「其れ万機巨細、百官己に惣べよ。皆太政大臣に関り白し、然して後に奏し下すこと、一に旧事の如くせよ」と述べ、執政の任に当たるように命じた。光孝朝においてと同様に、全官庁を統轄し、大小全ての上奏・宣下案件を基経に諮るようにと

命じたのである。ここに「関白」の称が初見する。基経が閏十一月二十六日に上った辞表に対する翌二十七日の勅答に「宜以阿衡之任為卿之任」（「宜しく阿衡の任を以て卿の任とすべし」と書かれていたことが政治問題化したのが阿衡事件である。

光孝天皇の願いを聞き入れる形で宇多天皇の即位を実現した基経ではあったが、自らの権力をより強固なものとし、新天皇との関係を新しく築き上げることは大きな課題であった。詔書・勅答の作成を務めた橘広相（当時参議左大弁文章博士。仁和三年十一月十七日、正四位下に昇叙）がその娘義子を宇多天皇が即位する前に嫁がせ、仁和元・二年（八八五・八八六）に外孫（齊中親王・齊世親王）が誕生していたことは、基経にとって大きな障害と認識されたことであろう。基経は、学者の藤原佐世が「中国古代の阿衡は実権を伴わない官であったから、天皇の真意は基経の執政を停止することにある」と述べたことを聞き入れて太政官の政務に関わることを止めることで、広相を失脚させ、天皇を譲歩させようとしたのであった。

この阿衡事件の基本史料を収めているのが、『政事要略』巻第三十、阿衡事（以下『政事要略』阿衡事、「阿衡事」などと略記する）である。そこに収められているのは、仁和三年十一月二十一日の詔から翌四年十一月のもの²⁾と見られる菅原道真「奉昭宣公書」までの史料であり、その構成は次の通りである。

(一) 基経の関白任命に関する詔書・辞表・勅答
仁和三年十一月二十一日詔書／同年閏十一月二十六日辞表／同年

閏十一月二十七日勅答

(二) 阿衡の職掌についての学者達の勘文

仁和四年四月二十八日勘文(中原月雄・善淵愛成連名) / 同年某月某日勘文(橋広相) / 仁和四年五月二十三日勘文(紀長谷雄・三善清行・藤原佐世連名) / 仁和四年「五月廿□日勘文(月日は新訂増補国史大系本の校訂注による。作成者は不明だが、内容から見て、反広相の論者のものである) / 仁和四年五月三十日勘文(長谷雄・清行・佐世連名) / 仁和四年六月某日勘文(内容不明。月雄・愛成連名か)

(三) 『宇多天皇御記』(以下『御記』)からの抄出(仁和四年五月十五日)十一月三日条

(四) 仁和四年六月二日詔書(宣命体)

(五) 仁和四年十月十五日勘文「勘申左大弁正四位下橋朝臣広相犯罪事」

(六) 「奉昭宣公書」善系相讀州刺史時

阿衡事の中で、事件の仁和四年に入ってから展開を物語る最初の史料は、四月二十八日に提出された「阿衡」の任に関する明経道の学者善淵愛成・中原月雄による勘文(二)である。この頃から、勅答の作者橋広相と彼を難じる学者達との間の議論が、朝廷を舞台として繰り広げられるようになったらしい。

五月十五日には、基経自身が天皇に書状を奉呈し、明経博士達が阿衡には典職がないと勘申しているのだから、それに擬された自分

を外して太政官の政務を執行して欲しいと、自らの政務非協力を正当化したことが『御記』同日条に書き留められている。

五月二十九日には天皇が左大臣源融を召し、左近陣座で公卿達に善淵愛成・藤原佐世等の勘文と橋広相の勘文を吟味させたが、天皇と公卿達では是非を見極めがたく、双方が議論するのを直に聴いて判断することになった。二日後の六月一日、天皇の御前に融が待し、広相・佐世・月雄を召して対論させたが、双方譲らず、天皇は結論を出せないと判断し、万機の事が滞っている状況を打開するために、融を基経邸に遣わして前詔(仁和三年十一月二十一日の詔書)の心の如く万事を行うよう要請した(以上『御記』六月一日条)。

六月二日早朝、融が天皇に行った報告は、基経は一旦承諾しながら、やはり「阿衡」問題が決着しなければ執政には復帰できないと述べた、というものであった(『御記』六月二日条)。融は、基経を執政の任に復帰させる権謀として、詔書(仁和三年閏十一月二十七日の勅答)を改めて施行することを強く進言し、天皇はそれを不可と思いつながらも結局は承諾した(『御記』十一月三日条)。かくして改正詔書が施行された(四)。

六月二十九日には大祓の儀の執行に当たって広相が完全に孤立する事件が起きた(『御記』九月十日条)。事件が終結に向けて大きな展開を始めたのは九月に入ってからである。広相を断罪しようとする動きが強まる中で、九月十七日、天皇は基経に善処を要請する書簡を送った(『御記』同日条)。そして、十月六日には基経の娘温子

を入内させ、後日女御とし（『日本紀略』六日・九日・十三日条など）、基経が外戚政策を展開することに道を開くという譲歩策を講じた。

これによって基経も妥協する方向に転換していったと考えられるが、既に進めていた広相の処断という動きを即座に緩めることはせず、十月十三日、広相が詔書を作り誤った罪の量刑が惟宗直宗・凡春宗等に命じられ（『日本紀略』二）、十五日付の桜井貞世・凡春宗・惟宗直宗連名による勘文が作成されている（五）。

十月二十七日、天皇は基経に書簡を送って本懐を述べた。基経からの返書には、広相のことについては先に承ったことです（広相の処断を求めることはしません）、事件については、仁和三年の十一月二十一日詔と閏十一月二十七日詔が相違しているのではないかと疑われたために官奏を見なかつただけです、六月に詔書を改正して宣布したのは失策であつたと思われ、と書かれていた。天皇はこれを以て事件落着の一区切りができたと安心し、広相を召して職に戻るように命じたのである（『御記』同日条）。

以上が『政事要略』阿衡事を主要史料として知られる事件の概略である。序で述べたように、（三）の『御記』の各条を詳細に検討することを本稿の課題とする関係で、特に仁和四年五月十五日から事件の解決に至るまでの展開を跡付けることに重心をおくことになることをお断りしておく。仁和三年閏十一月二十七日の勅答以後、四年五月十五日以前の事件の経過の検討も重要な研究課題となるが、必要な限りで言及するに止め、詳細は別稿を期したい。言うま

でもないことだが、阿衡事には、中国の古典に見える阿衡についての学者達の勘文や、広相の量刑に関する勘文など、『御記』以外の重要な史料が多く含まれている。それらを正確に取り扱い、『御記』の理解と総合して行くことについても将来の課題としておく。

二 阿衡事所収『御記』の内容

本章では『政事要略』阿衡事所収『御記』の内容を各条ごとに検討していく。引用は基本的に新訂増補国史大系本『政事要略』（一九三五年刊。以下「大系本」と略す）二三八～二四一頁から行う。但し、句読点については筆者の読みによって改めた部分がある。また、『大日本史料』第一編之一（一九二二年刊。以下『史料』）が引用する『政事要略』のテキストにも採るべき点があると思われるので、適宜参照する。

（A）五月十五日条（藤原基経が天皇に奏状を奉る）

【本文】「御日記云。仁和四年五月十五日。太政大臣進奏状備。可被定行雑務事。太政官奏事。右国家之事、一日万機。而自去年八月迄于今日、未奏太政官所申之政云々。…伏望。早仰執奏之官、莫令擁滞万機。」（大系本二三八頁二～八行目）

太政大臣藤原基経が奉った奏状を天皇が五月十五日に受け取り、その内容を書き留めた一節である。『日本紀略』五月十五日条に「太政大臣上書五个条」と見えていることと符合し、基経の奏状の表題が「可被定行雑務事」で、五箇条からなり、その内の最も重要な一

簡条「太政官奏事」が『御記』に書き留められたのであろう。

基経はまず述べる。「太政官が天皇に奏上することとは、国家のことであり、一日万機であります。しかし、去年八月（宇多天皇が踐祚した八月二十六日のこと）から今日に至るまで、太政官からの天皇への奏上はなされていません（私がそれを内覧して奏上をさせることをしておりません）」と。

ここまでの文脈の理解については、米田雄介氏が提示された理解^③に従いたい。すなわち、宇多天皇が踐祚後に自分の職務を明示してくれることを基経は望んでいたが、天皇がそうしなかったために不信感を抱き、即位式（仁和三年十一月十七日）以前に、光孝朝で就いていた執政の職務を辞する意向を示していたのではないか、ということである。

光孝朝における基経の執政の職務とは、第一章で述べたように、天皇を補佐するとともに、全官庁を統括し、全ての上奏・宣下案件を基経に諮るようにするというものであった。それが自動的に宇多朝に引き継がれるならば、太政官から天皇への奏上も、天皇の命を太政官が諸司・諸国に仰せ下すことも、全て基経に諮るということが滞りなく行われたはずである。しかし、基経としては、そのような執政の職務は太政大臣であることによって定まっていることではなく、光孝天皇の勅によって与えられたものであり、天皇が崩御した以上、その職務は新天皇から再度認められない限り、継続されるものではなかった。そのような建前を通すことによって天皇に自分

の職務を再確認させることが、自らの権力を強固なものとし、天皇との関係を自分にとって有利なものにしていくと考えたのであろう。

米田氏は、『扶桑略記』が宇多天皇の即位式について記す仁和三
年十一月十七日条（末尾に「已上御記」とあり、全文が『御記』の引
用と見られる）の中に見える、天皇が基経に送った勅書についての
記述、

即送勅書於太政大臣云。今日之事、平安令果、歡喜無涯。先有
遺託之命。況余已為孤子。而思隨教之命耳。如此之言、若有辭
退、更亦不住世間。小子不撰世間之政、拋小君之号、逃隱山林。
是所念也。

を徴証として挙げられた。その中に「もし基経が執政を辞退してしま
うならば、自分には政治を執ることなどできないから、君主の号
を抛って山林に逃げ隠れるしかないと思つてゐる」という趣旨のこ
とが見えるからである。そして、それでも納得しなかった基経への
対応として、四日後の十一月二十一日に関白の詔書を出すとともに、
基経の異母妹の尚侍正三位藤原淑子（天皇の養母でもあった）
を従一位に叙したのである、と。

十一月十七日の勅書に対して基経が納得しない意向を示したのか
どうか^④は別として、天皇が即位式を了えた当日に基経に書状を送

り、さらに四日後に関白の詔書を出したことの背景として、即位式以前に基経が辞意を示していたことは認めてよいと思われる。

続けて、基経なりの理由付けが述べられる。「去年十一月二十一日の詔書に、万機巨細について、基経に関り白せ、とありました。自分は幸いにも聖主が治める無為の御世に遇い、行うべき事がごく僅かしかない臣下になることができると喜び、辞任の上表を奉り、御命令の任務に当たらせて頂きますとは申し上げなかつたのです。そして、辞表に対して出された閏十一月二十七日の勅には、阿衡の任を汝の任とせよとありました。阿衡という高い官を与えて尊んで下さるのは、素餐（職責を果たさずに俸禄を受けること）の責務を与えて下さるということなのだろうと考えました。但し、阿衡とはどのような任であるかを存じませんし、関白との関係も分からず、疑問を持ったまま久しく時が経ってしまいました。伏して聞きますに、左大臣（源融）が明経道の博士達に勘申させたところ、阿衡というのは典職がないとのことであり^⑤ます。典職がないということをして、阿衡が貴いということを知ったのであります。私はとてもそのような阿衡の任には堪えませんが、阿衡に分職がないということについては、自分が願っている、（無為の御世に遇って）行うべき事がごく僅かしかない臣下でありたいという思いに合致します。ですから、伏して望みますことは、執奏の官（太政官）に（天皇への奏上を太政大臣基経が関知することは不要であるという）命令を下し、万機を滞らせないようになさることであります」と。皮肉を込めた

言辞となつていることは言うまでもない。

このように、阿衡の任を与えられた自分は太政官の天皇への奏上を関知する必要がないというのが奏状の主旨であり、執政拒否を正当化するものであった。

上述したように、この一条は、『日本紀略』五月十五日条と符合しており、『御記』五月十五日条と認定して差し支えないであろうが、『扶桑略記』五月九日条、

五月九日。太政大臣報奏云。奉去年閏十一月廿七日勅、宜以阿衡之任、為卿之任者。…抑至于無分職、暗合臣願之。

との関係に若干の問題を残すことを付記しておく。

この記事は、『政事要略』に見える『御記』十五日条の記事よりも簡略化された内容であるが、共に『宇多天皇御記』の同じ日の記事に由来すると見られる。『扶桑略記』の日付が『政事要略』阿衡事のそれよりも信頼性が高いとは思われず、基経の奏状が天皇の元に届いたのはやはり十五日で、それが同日の『御記』に記されたと解しておくのが穏当であろう。但し、「太政大臣報奏」とあることから、基経が奏状を奉った前提に、天皇が基経に書状を送っていたと推測することも可能であり、「九日」がそのような書状の往復の日付について何かを物語っている可能性は残るであろう。

(B) 六月一日条（学者討論決着せず。基経に前詔の心によって万事を

行うよう伝達する)

【本文】去六月朔日。左大臣侍簾前、…仍去五月廿九日、召左大臣、…但聞彼此之辞論相定非。仍迨于今日、召件人於殿上、…使左大臣就太政大臣之第曰。如前詔心、且行万事。」(大系本二三八頁八行目～二三九頁一行目)

【校訂】①「去六月朔日」の「去」について。『史料』はAの末尾を「莫令壅滞万機云々」(一〇〇頁)、Bの冒頭を「六月朔日」としており(一〇四・一〇九頁)、校訂本文としてはその方が合理的である。

従って六月朔日条と読んで問題なからう。／②「但聞…今日」を『史料』は「但聞…相定是非、何迨于今日」とする(一〇九頁)。「但し彼此の辞論を聞きて是非を相ひ定めん。仍りて今日に迨^{およ}ひ」と校訂を加えて読むべきであろう。

この一節には、まず、六月一日に御前で学者達の対論が行われたこと、そこに至る経緯、宇多天皇の考えが一気に書かれている(仍去五月廿九日)の前までの部分)。

簾前に左大臣(源融)が侍し、参議文章博士橘広相・右少弁藤原佐世・助教中原月雄を召して対論が行われた。ここに至った経緯は、太政大臣(基経)が摂政(ここでは執政の意味)を辞した(仁和三年閏十一月二十六日)の上表に対する勅答にあった「以阿衡之任、為卿之任」の句に関し、世論が騒然となり、大閤(基経)が疑義を抱いたことにあること、そのことを聴いた左大臣は道々の学者達に勸申させたこと、その中に阿衡は殷代の三公の官名に由来し、周代で

は典職を持たない官であったから、基経の職務をそのような阿衡に擬するということは基経に政務を聴かなくてもよいと言っているに等しいという意見があったこと、宇多天皇としては、周代の三公は王と職を同じくする者であり、王が天下の事を統括する以上、三公も天下を統括することは『周礼』の疏から導き出せる理であり、王を政治を行わない者と論じているかのような佐世達の議論は是認できないと考えていること。以上である。

続けて、この日の対論の前提となる五月二十九日の陣定から、この日の最後に天皇が決めた方策までのことが書かれる(仍去五月廿九日)からの部分)。

学者達に議論があるということで左大臣融を召し、善淵愛成・藤原佐世等の勅文と広相の勅文を左近陣頭で審議させた(陣定であろう)こと、双方の論の是非は決しがないという結論が融から報告されたこと、天皇は双方の論を直接聞いて是非を判断しようと決めたこと、そして今日(六月一日)に至ったこと、御前で双方の意見を聴いたがともに譲らず、論争についての結論を得るには至らなかつたこと、万機の事が滞っている状況を打開する方策として、融を基経邸に遣わして前詔(仁和三年十一月二十一日の詔書)の心の如く万事を行うよう要請することにしたのである。

なお、六月一日の議論の様子についてはF・Hにも見えている。

(C) 六月二日条(源融の復命と天皇の憤慨)

【本文】二日。早朝、左大臣還奏曰。…朕以為不可然。先日、先帝

左執愚之手、…何大臣出如是異議哉。甚為不便。」(大系本二三九頁一〜六行目)

前日、太政大臣基経に前詔(仁和三年十一月二十一日の詔書)の如く万事を行うようにせよという天皇の命の伝達を命じられた融が、翌日早朝に天皇に報告した内容とそれを聞いて憤慨した天皇の思いが一気に書かれている。

融の報告は「昨日(六月一日)の暮れに仰せの旨を太政大臣にお伝えしました。太政大臣は一旦は承諾したのですが、後になって、『やはり』阿衡問題が定まらなければ執政することはできません」と奏上して下さいと申しました」というものであった。

天皇の憤慨の思いは次のようなものであった。「そのような対応はあつてはならないことだ。先の日(光孝天皇が源定省を親王に戻した仁和三年八月二十五日、または、定省親王が立太子し、光孝天皇が崩御した翌二十六日であろう)に先帝(光孝天皇)は、左手で私の手を執り、右手で相国(基経)の手を執り、相国に託してこう言われたのである。自分は日に日に衰えている。それが何事によるのかは分からない。この人(宇多天皇)のことを必ずや卿(基経)の子のように思つて輔弼して欲しい、と。そこで、帝(光孝天皇)の崩御後、朕は彼の大臣(基経)に言ったのだ。私にはもはや頼るべき親(父の光孝天皇)がおらず、孤児になつてしまった。政事のことはまだよく分からない。卿(基経)は前代(光孝天皇)から摂政(執政の意)をしている。だから、朕の身に対して親しいこと父子のように思

い、子に当たる朕の治世で摂政をして欲しい、と。それに対して、大臣(基経)は『謹んで御命令を承りました。必ずや能う限りお仕え致します』と答えたではないか。どうして今回のような異議を申し立てたりするのか、甚だ不都合なことである」。

以上の記述に見えない六月二日当日の動き(改正詔書の作成をめぐる動き)についてはHに記されている。

(D) 六月五日条(橘広相が五箇条の愁文を提出)

【本文】「五日。広相朝臣奏五条愁文。…」(大系本二三九頁六行目〜二四〇頁七行目)

六月五日に橘広相が提出した五箇条からなる愁文が天皇の手許に届き、それを天皇が書き留めた長文の一節である。五箇条をほぼ原文の通りに引用したものであろう。

五箇条の愁文は広相が学者の立場から善淵愛成・中原月雄・藤原佐世の意見に反論を加えたものである。中国殷代の宰相伊尹が任じられた阿衡という官について、広相は、殷と周の官制の相違や、史書に見える阿衡の用例も加味して論じるべきだという立場から、『尚書』・『儀礼』に見える阿衡を基準にして論じようとする愛成・月雄・佐世の意見は妥当性を欠くと論じているものようである。

広相がこの日に愁文を提出した事情、三年閏十一月二十七日の勅答を天皇の本意に乖くものと宣言する改正詔書(阿衡事(四))が「六月二日」付であること、Hによって知られる六月二日の出来事との関係については、第三章で考察する。とにかくも宣命は六月に宣布

されたのであり、天皇と広相にとって不利な決着となったことは確かである。

(E) 九月十日条(阿衡事件の発端から六月晦日大祓の騒動までを回顧)

【本文】「九月十日。云々。朕之博士是鴻儒也。…于時在六月晦日、…天下噉々自此始也。但其実否所不知矣。」(大系本二四〇頁八〜一行目)

天皇が阿衡事件の発端(前年閏十一月二十七日の勅答)から今年六月二十九日の大祓儀に当たって起きた騒動までのことを回顧する一条である。

「朕の博士(師の意。すなわち橘広相)は大学者である。(であるがゆえに)太政大臣(基経)に摂政(執政の意)することを命じる詔書(この人(広相)に作成させたのである。その詔書の文章は美麗なものであったが、いたずらに阿衡という句を用いたため、邪臣達が群れをなし、その句の意味するところに託けて論難するところとなつてしまった。こうして、公卿以下の官人達は(広相が「阿衡」の句を用いて勅答を書いたのは天皇の本意に違う行為であったことを認め、改めて基経に執政を命じた六月の宣命を踏まえて)無理矢理に広相のことを有罪の人だと言うようになった。六月晦日(二十九日)は、公卿が一人も出仕していなかった。そこで、外記達は太政大臣の邸宅に出かけて処分を請うたところ、『広相朝臣に告げよ(広相が執り行えばよいのだ』と仰せたのである。外記達がそのことを広相に告

げると、広相は天皇に報告して裁断を仰ぐと答え、朕の所にやってきた。それに対して朕は(広相に)行つてはならないと命じたのである。この事件から天下が騒然となったのだが、その実否についてはよく分からない。」

最後の部分の、天皇の広相に対する命令と「但其実否所不知矣」については、その意図と意味を正確に取ることが難しい。命令の意図は、広相が一人で大祓の儀を執り行えば、そのことがまた紛糾の元になると考えたからであろうか。「但其実否所不知矣」の意味するところは、外記達が基経に処分を請い、基経の指図が広相に伝えられた経緯について、天皇は十分に把握できていないということであろうか。

Eが書かれた背景についてはFと合わせて述べたい。

(F) 九月十七日条(天皇が書状を基経に送る)

【本文】「十七日。朕博士之事、命送太政大臣。其辞曰。…如此之旨、示送太政大臣。」(大系本二四〇頁一〜一行目〜二四二頁二行目)

天皇が事件を回顧しつつ、広相の処遇について善処するように命じる書状を基経に送ったことを記す。基経が太政官政務を拒否するに至る一件と、学者達の対論の一件とが記される。後者は六月一日に御前で行われた対論に関するものである。

「先の日(先日)、太政大臣が参入した時、詳しい事柄(具事)を時平朝臣に示したが、その後、世間が万事騒然となり、ましてや朝政も滞ってしまい、天下が愁苦した。」

これらのことを左大臣（源融）に尋ねると次のように答えた。『その通りでございます。諸務が猥りに集中しています。ある日（一日）、希（右少弁源希）が報告しました。太政官のことを申し上げるために太政大臣の家に参向したところ、前日まで設けられていた太政官の史の座が取り払われていました。そこで、人（太政大臣家の人）を通じて一箇条ずつ申し上げようとしたところ、大臣から阿衡についての説明をできるのか、できないのか。何のためにやってきたのか、とのお答えでございました。私は、そのような説明は持ち合わせておりません』と申し上げ、黙って空しく帰参しました』と』。

その後、明経博士愛成（善淵愛成）、助教月雄（中原月雄）、左少弁佐世（藤原佐世）等と広相朝臣（橋広相）を対論させて、然るべき典拠を提示して、それに基く学問的見解を述べるよう求めた。愛成等は奏上して申した。『阿衡というのは三公の官名であって、執当する所（具体的な職掌）が無いものです』と。但し、三公のことについて彼等が古典から引用して申した意見には、吾が博士（広相）が説明したことを誤解しているところがあった。左大臣は『双方が我が論に理があると主張して相手方の主張に承伏することがありますので、陣頭に退いて、そこで弁じさせ、尋ねてみようと思えます』と申した。（しかし、退出して間もなく）俄に御前に戻ってきて、『無知な私には両論の是非を弁じることができません。喧嘩になつてしまい、止めることが出来ません』と申した。（そこで）さらに（再

び御前に双方を召して）阿衡のことを博士（広相）に問うてみた。博士が（自説を述べ、相手方に）問うこと、もとの（御前での議論の）通りであったし、対する佐世の答えも先の通りであった。問答には悉くを詳らかに出来ないところがあり、朕は内心に鬱憤がたまり、しばらくして御前での議論も嗷嗷とした收拾の付かないものとなり、決着は付けられなかったのだ。

このような旨を書き記して太政大臣の許に送り付けたのである。』以上のようにして今日に至った天皇の窮状を書簡に書き記して、基経に送り付け、広相の処遇についての善処を求めたのである。

第三段落に記されている学者達の対論のことは、六月一日に御前で行われた対論に関するものだが、Bの六月一日条には見えない経過が記されている。それは、御前で議論を一旦行わせたものの、決着が付かなかったという記述から後の部分である。陣頭での吟味を試みたが收拾が付かず、再度御前で議論させたが、それでも結局は收拾が付かなくなってしまった、というものである。その結果として、Bに見えるような、融を派遣して前詔の心の如くに万事を行うように伝えさせることにした、という運びとなるのであろう。

課題となるのは、第一・二段落の記述内容が何時のことであったかということである。

第一段落の「先日」とは何時の日だったのであろうか。太政大臣基経が参入した時に、天皇が基経の子時平（藏人頭右近衛権中将。仁和三年で十七歳）に示した「具事」についてはある程度の推測が

可能である。その後で世間が騒然となったと書かれてはいるが、Aの項で紹介した米田氏の見解によれば、基経は宇多天皇の踐祚の時から、自らの執政としての処遇について不信感を持っていたと考えられるので、この「先日」の時点で既に基経は阿衡についての疑義を持っており、天皇もそのことを承知していたのではないかと思われる。そこで阿衡の語に込めた天皇の真意(勅答の意図するところは、光孝朝と同様に執政の任に当たることを命じた仁和三年十一月二十一日詔と同じであることを説明すること)を伝えようとした、そのことを「具事」と言っているのであろう。

しかし、基経は納得しなかつたのであろう。世間が騒然となったというのは、学者達を中心とする阿衡についての議論が激しくなり、貴族社会全体がそのことで持ちきりになったということであるが、そのような議論を焚き付けたのも基経だったのであろう。

そして、彼自身が示した行為が、第二段落に見える「一日」、自邸にやってきた希に対して阿衡問題を口実として官奏への関与を拒否し(日に見える希と基経の間の問答もこれと通じるところが大きいであろう)、朝政を滞らせ、天下を愁苦させることであつた。

残念ながら、「先日」が仁和三年閏十一月二十七日に勅答が出されて以後であること、「一日」が阿衡についての議論が朝廷を舞台として行われたことが最初に確認できる仁和四年四月二十八日(阿衡事(二)の最初に収められている勘文が提出された日)以前であること以上に、この両日を具体的に絞り込むことは難しいと思われる

る。本稿では『御記』仁和四年の記事の特に五月十五日から事件の解決に至るまでの展開を跡付けることに重心をおくことにしているので、この問題についての推論は別稿で果たすことにしたい。

Eの九月十日条、Fの九月十七日条が書かれた背景について、米田氏は、前年閏十一月二十六日の勅答を改める詔書を六月二日(米田氏は二日宣布説)を出さなければならなくなつた原因の追及、つまりは広相の責任についての追及が強まっていたことがあると解し、十七日に天皇が基経に書簡を送つたことについては「もはや阿衡の処置がひっくり返るものではないが、広相を処分せよとの強硬論が渦巻く中で一つの対処方法であろう」と述べている。従うべきである。Eには広相を擁護する心情と若干の自己弁護、Fに記された書簡には、事件の経過を回顧する形を取りながら、広相を擁護する心情と、自分がこのように苦慮していることを基経に察してもらいたいという心情が強く込められていると言ふべきであろう。

(G) 十月二十七日条(基経との往復書簡で紛争解消を確認し、広相に公務復帰を命じる)

【本文】「十月廿七日。云々。朕博士月来蒙冤屈、…酉一刻。…」(大系本二四二頁二丁七行目)

天皇が基経に書状を送つて本懐を述べ、基経からの報奏を受け取り、事件が解決したと安堵し、広相を呼び寄せてそのことを告げたことが記されている。

この記事を理解するには、既に多くの先学が指摘してきた事実関

係、すなわち、天皇と基経との間で妥協が成立したことを押さえておかなければならない。

十月六日、天皇は基経の娘温子を入内させ（『日本紀略』・『二代要記』・『陰陽博士安倍孝重勸進記』・『陰陽吉凶抄』〔後二書は『大日本史略』・『二代要記』〕。『日本紀略』九日条には更衣温子を女御としたと記し、事実とすれば六日には更衣として入内させたことになる。また、同書十三日条にも温子を女御としたという記事が見えるが、「御記曰。九日。以温子為女御云々。」という本注があり、『史料』一三八頁（仁和四年十月六日条）が「十三日ハ誤ナラン」と注記するのが穏当であろう（但し、その一行前の、更衣温子を女御にした『日本紀略』の記事を「十一月九日」とするのは「十月九日」の誤りである）。このようにして、温子を入内させることにより、基経が外戚政策を展開することに道を開いたのである。

天皇がこのような妥協策を講じたのは、十月初めの頃に、広相を罰すべきだという政界世論が極度に高まっていたからであろう。そこで、天皇は究極の譲歩策として温子を入内させ、それと引き替えに広相の処罰取りやめを基経に働きかけたのであろう。

これによって基経も妥協する方向に転換していったと考えられるが、既に進めていた広相の処断という動きを即座に緩めることはしなかった。十月十三日、橘広相が詔書を作り誤った罪の量刑勸文作成が大判事惟宗直宗・明法博士凡春宗等に命じられ（『日本紀略』）、

左衛門少志桜井貞世・右大史兼明法博士凡春宗・勘解由次官兼大判事播磨大掾惟宗直宗の連名による勸文が十五日付で作成されている（阿衡事（五））。十三日の量刑命令が出された後で、天皇側はさらに働きかけを強めたことであろう。基経の側から見れば、広相処罰の世論をおおりのつ、天皇からの譲歩を勝ち取り、最終的に矛先を収めるということになっていく。ここで話が『御記』につながる。

「朕の博士（広相）は数箇月間無実の罪で屈服させられ、居を隠して仕えようとしぬ。朕はそのことを辛く思うことが日々に深まっていた。そこで、書状を太政大臣（基経）に送り付け、本懐を述べたところ、報奏には次のようにあった。

御書に詳しくお書きの旨は承りました。広相のことについては先日既に承ったことですが、重ねての仰せを確かに賜りました。基経には初めから意趣など何もありませんでした。大小のことに関白すべしという恩命を告げる前詔（仁和三年十一月二十一日詔）と阿衡の任を以て卿の任とせよと告げる後詔（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）について、その趣が違っているのではないかと疑われたため、暫くの間官奏を見なかったのです。（与えられてもいない権限を振るったりしてはいけないという）慎みの気持ちでそうしただけであって、他意があったわけではございません。ところが去る六月に善からざる宣命が宣布されました。当時の一失と言うべきものであったかと存じます。謹んで奏上します。」

基経の報奏によれば、これ以前に、天皇が基経に広相の断罪を行

わないことを求め、基経も了解していたことが分かる。この天皇の書状は、広相を公務に復帰させる前に、基経に念押しをしておく意味を込めたものであったのかもしれない。基経の阿衡問題についての言及は彼の老獪さを余すところ無く伝えていると思われるが、六月に出された宣命については、基経としても思いもよらぬ相手方の失策という感を抱いていたようにも受け取れる。つまり、あのような宣命を出したら、広相を断罪してくれと言ってくれたようなものであり、こちら側としても断罪しない訳にはいかなくなるではないか、ということになり、それを「可謂當時之一失」に込めたのではないかと思われるのである。ある意味では、天皇に対する、皮肉を込めた教育的配慮とすることができるとも思えない。

天皇は基経の報奏を受け取ったことを以て事件が解決したと安堵した。『御記』は続く。

「西の二刻（午後五時半頃）に、勅して使を遣つて博士広相朝臣を召した。到着するとすぐに参入させ、竜顔に召して勅語を与えた。『不善のことに、長らく居を隠さねばならなかったことに心を痛めていた。しかし、事は遂に理に帰したのだ。早く元の職（参議左大弁）について、太政官のことを勤仕せよ』と。そこで広相は階を下りて再拜した。」

なお、十月十三日に出された橘広相の罪の量刑命令から、十月十五日の断罪勅文の提出を経て、十一月に至るまでの流れについては、量刑勅文に対する「件勅文未進之前、有 恩詔被免。仍不進之」

という注記（阿衡事（五））、日の十一月三日条、菅原道真の「奉詔宣公書」（阿衡事（六））も含めた、より詳細な考察が必要であるので、第三章で検討する。⁽⁸⁾

（H）十一月三日条（事件を回顧し、詔書を改めて施行したことに ついて長大息する）

【本文】「十一月三日。先度詔書参議広相朝臣所作也。…右少弁希、…仍召対広相朝臣与佐世等、…明日。左大臣進奏曰。…朕聽此言、不肯容許。大臣固請。然則不可知。速誅錯可防之未然。…」（大系本二四一頁七〜一四行目）

【校訂】①「然則」について。国史大系本の頭注には「然、原作芭、今意改」とあるが、『史料』は「芒刺」とする（二二頁）。後述する意訳文のように読むことができる『史料』の本文の方が、校訂本文としては合理的である（宮内庁書陵部編『皇室制度史料撰政二』（吉川弘文館、一九八二年）、一七七頁も「芒刺」とする）。

事件の発端、官奏を持参した源希が基経から阿衡について詰問された日のこと、学者達の対論の日のこと、融から要請されて詔書を改めて施行したことへの後悔が記される。

「先度の詔書（仁和三年十一月二十一日の詔書）は参議広相朝臣が作成したものである。次いで二度目の詔書（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）も同人が作成したものである。ところが、公卿達は自分たちに触れ及ばずに広相が詔書作成に当たったことを理由として、広相を誹っているのである。

右少弁希（源希）が官奏を持って太政大臣（基経）の許に向いたところ、大臣（基経）から先に尋ねてきた。『先の詔旨には、まず太政大臣に閔白して、その後で奏し、下せ、とある。後の詔には、阿衡の任を以て卿の任とせよ、とある。これはどういうことなのか』と。これは彼の大臣（基経）が希に会って言ったことなのである。希は答えた。『閔白奏下と阿衡とはその義を同じくすると思つて、（執奏担当の公卿が天皇に）奏上する前に、（閔白の任にある太政大臣閣下に）申し上げているのです』と。朕は希がそのように申ししていると聞いたので、希を召し出して問うたところ、そのように奏上したのである。

そこで、広相と佐世等を召し出して対論させ、詳しい見解を問うたのである。佐世は、（広相が）阿衡の語を引用しているのは、（太政大臣基経を）政事に与らせないことを意図した文章として書いたことになるのだと答弁した。そのことについては是非を定めようとしたところ、公卿達は皆、病と称して退出してしまつたのである。

明くる日（明日）左大臣（源融）が進み出て奏上した。『太政大臣が政務を聴かなくなつて既に久しくなりました。速やかに権謀をめぐらせ、詔書（仁和三年閏十一月二十七日の勅答）を改めて施行するべきです』と。朕はこの言を聴き、許容しなかつたのだが、大臣（融）が固く請うた。『このとげのある政治問題を背負い続けていくと今後どのような災いをもたらすかわかりません。速やかに勅答の失錯を消し去つて災いを未然に防ぐべきであります』と。朕は遂に

志を貫徹することができず、枉げて大臣の請に従つたのだ。濁世のこととはこのようなものである。長大息するべきである。』

第一段落で、事件の発端に続けて記す、公卿達が広相を誹る行為とは、特定の一時期の事柄ではないであろう。詔書が天皇と広相の特別な関係により、公卿達を介さずに作成されたため、彼等が広相のことを悪し様に言っている、そのことが阿衡事件の発端から『御記』本条のの記述時点まで続いているという認識で書かれているのであろう。

第二段落に書かれている、官奏を持参した源希に対し、基経が阿衡について詰問した一件については、Fに見える二人の問答の一件と相通じるところがあるだろう。Fでは二人が人を介して問答したと記しており、直接問答したという書き方のHとは厳密には区別すべきであり、Hの一件が先でFの一件が後という順序になるであろう。Fでは官史の座が取り払われ、間接的な問答しかできなかったと書かれているからである。基経の主張はF・Hともに阿衡問題の解決無しに太政官政務には関わることができないという点において一貫しており、二つの出来事は近接して起きたと考えるのが自然であろう。

第三段落に書かれている、六月一日に御前で行われた学者達の対論についての記述は短いが、B・Fに見えない内容を含んでいる。すなわち、一同が御前から退いて吟味を続けることになつたものの、公卿達が皆病と称して退出してしまつたというものである。

第四段落の「明日」についての記述は、第三段落に続く内容であるので、六月二日の出来事と考えてよいであろう。六月二日のことは同日の日記がCとして書かれているのだが、それに続く内容がここに見えるものと考えられる。すなわち、左大臣源融が不成功に終わった六月一日の基経説得の一件を二日早朝に復命した後、同日中に詔書を改めて施行することを天皇に強硬に進言したのである。天皇が最終的に洪々承諾した結果、融の主導により、広相が関与できない条件の下で詔書が作成されることになり、そうしてできた文案が仁和四年六月二日の詔書(阿衡事(四))と考えられるのである。

三 阿衡事所収『御記』の考察

1 仁和四年「十一月三日」条と改正詔書宣布日の問題

Hの日付の問題を糸口として考察を始める。この記事は阿衡事における『御記』抄出の末尾、仁和四年の「十一月三日」条として相応しい場所に置かれている。

しかし、このHは、通説では六月三日条と日付を直して理解されている。その基盤となっているのは『史料』仁和四年六月二日条(網文「太政大臣藤原基経三詔シテ、阿衡ノ文、叡旨ニ乖クノ意ヲ以テシ、更ニ万機ヲ闕白セシム、」)である。同書はHを関係史料として引用する際、「十一月三日、先度詔書、…」とし、「(六カ)」という考証注記を付けている(一一一頁)。

六月二日の日付を有する改正詔書(阿衡事(四))が同日中に宣布

され、その翌日に天皇が長大息すべきことだと書いたとすれば自然な流れであるから、Hの「十一月三日」を「六月三日」と改めて読むべきである、という考察が込められていると推察される。書写を繰り返す過程で「六」が「十一」に替わってしまう可能性も考慮されたかもしれない。

この『史料』の見解が現在に至る研究に及ぼしている影響に言及する前に、それが江戸時代後期の国学者中津廣昵の逸文収集によって編集された『宇多天皇御記』に遡る可能性の高いことに触れておきたい。

『宇多天皇御記』は『歴代残闕日記』の巻之第一として収録されている。『歴代残闕日記』(安政五年(一八五八)十二月の黒川春村の序あり)の目録(春村記)によれば、廣昵は幕府大御番士中津三左衛門某の二男で、塙保己一(一七四六―一八二二)の養子になったこともある国学者である。保己一の伝記研究によれば、廣昵が塙家の養子となったのは文化元年(一八〇四)で、同十年頃に離縁したと考えられている⁹⁾。廣昵は『宇多天皇御記』だけでなく、『醍醐天皇御記』・『村上天皇御記』も編集し、それらの三代御記が『歴代残闕日記』の巻之第一・二・三として残されたのである。

中津廣昵の業績を増補訂正したのが和田英松氏(二八六五―一九三七)である。近代初期歴史学の碩学和田氏は、三代御記の増補訂正版を『続々群書類従』第五記録部(明治四十二年(一九〇九)刊)と列聖全集『宸記集』上巻(大正六年(一九一七)刊)に収めたので

ある。我々が三代御記を研究する際に日頃恩恵を蒙っている、増補史料大成『歴代宸記』や所功氏編の『三代御記逸文集成』に収められている三代御記は『宸記集』上巻の複製版なのである。^⑩また、和田氏は明治四十年（昭和八年）一九〇七〜一九三三の間、史料編纂官の任にあつて、『大日本史料』第一〜五編の編纂に当たった。^⑪従つて、第一編之一（大正十一年（一九二二）刊）の編纂にも縁が深いわけで、同氏の三代御記研究の成果が活用されたことであろう。ここで、『政事要略』阿衡事から『御記』仁和四年の記事を抄出した部分を見てみると、

五月十五日条↓六月朔日条↓六月二日条↓六月三日条（十一月三日）の日付を改め、移動させる）↓六月五日条↓九月十日条
↓九月十七日条↓十月二十七日条

とすることは、中津廣呢から和田氏にそのまま継承されていることを確認できる。廣呢が見た『政事要略』の日の部分が「六月三日」であつたとすれば、阿衡事件の仁和四年六月における展開を最も合理的に跡付ける『御記』本文が存在したことになり、そのような『政事要略』の写本が今後の調査で確認されることが望まれるところである。しかし、改定史籍集覧本（明治三十六年（一九〇三）刊）、『史料』が引用する本文、新訂増補国史大系本（昭和十年（一九三五）刊）がいずれも「十一月三日」としていることを考慮すると、廣呢が見

た『政事要略』でも日の日付は十一月三日であり、それに考証を加えて六月三日と改めて配列した可能性が相当程度高いものと思われる。

筆者は「十一月三日」をそのままの日付で理解することが可能であるという立場で後に考察を展開するのであるが、『史料』の考証注記が中津廣呢に源を発する可能性があることには留意したいし、そのような先学の緻密な考証には敬意を表したい。

さて、『史料』の見解に沿つて改正詔書が六月二日に宣布され、日は六月三日条であると理解して阿衡事件を考察した論考としては、所功氏と米田雄介氏のもの挙げられる。

所氏は『御記』「六月三日」条を典拠として、六月二日に改正詔書が宣布され、（翌日に）天皇がそのことを長大息すべきことだと『御記』に書いたと理解し、菅原道真の「奉昭宣公書」（阿衡事（六））に見える「六月七日宣命」の「七日」は「二日」が正しいとして論を進められている。^⑫米田氏は『史料』の「十一月三日」を「六月三日」とする注記について、「六月か十一月かいずれの説によるべきか決着はついていないようである」との認識を示した上で、『大日本史料』にいうように、六月三日と考えた方が本史料を歴史的経緯の中に矛盾なく位置づけることが出来る」と述べ、六月二日から三日の流れを所氏と同様に理解し、仁和四年十月十五日の橋広相量刑勘文（阿衡事（五））中の「今年六月七日、重下詔書」と、「奉昭宣公書」中の「六月七日宣命」に見える「七日」、『日本紀略』仁和四

年が改正詔書宣布を六月六日壬申条として記していることについて、いわずれも「二日」が正しく、書写の間に「二」が変じた可能性を指摘している。⁽¹³⁾

注目されるのは、両氏共に六月二日の改正詔書が『御記』「六月三日」条に引用されていると理解した点である。それが正しければ、『政事要略』の編者惟宗允亮が、「六月三日」条が改正詔書を引用しているために、『御記』抄出の末尾に移し替えたとも考えられ、十月二十七日条の後ろにあることも災いして書写の過程で「十一月三日」と変わってしまったと推測することも可能となるであろう。あるいは、『史料』、遡っては中津廣昵の考証にもそのような論理があったのかもしれない。但し、改正詔書が『御記』に引用されていたことは証明されていない。『政事要略』が『御記』は五月十五日条から十一月三日条までをそのままの順序で抄出し、『御記』抄出の後ろに、『御記』とは別の資料群から改正詔書を引用したと考えることも十分可能であると筆者は考える。

『史料』の考証注記とそれに沿って六月二日から三日の流れを追った論説は以上であり、これが通説的見解であると認めてよいであろう。序で参照文献として掲げた坂上氏の論文では、『御記』の仁和四年「十一月三日」条を取り上げる際、『史料』と同様に「十一月（六カ）」という注記が付けられている。⁽¹⁴⁾

しかし、改正詔書の宣布を六月七日と述べる論文や叙述も少なからず存在する。例えば、上に紹介した所氏も、「寛平の治」の再検

討」では六月七日宣布と解している。しかも、論文の初出時点では、阿衡事所引の「仁和四年六月二日詔書」について「二日は七日の誤写であらう」と述べ、Hの記事を『御記』の「十一月三日条」として掲出している。⁽¹⁵⁾ 目崎徳衛氏は、改正詔書の宣布されたのが六月二・六・七日の「どちらが正しいか明らかでない」と述べ、「十一月三日」条については六月の記述と解している。⁽¹⁶⁾ 阿部猛氏とロバート・ボーゲン氏は六月七日宣布として叙述している。⁽¹⁷⁾

なお、佐々木恵介氏は、改正詔書の宣布日について六月の何日とは明示せず、Hの記事について、天皇が「この詔が出される直前の日記に」「その鬱屈した心情を書き付け」たものと述べている。Hを六月の日記とみなす理解を提示しつつも、宣布日については含みを残した叙述（二日とは断定しない叙述）のようにも受け取れる。⁽¹⁸⁾

このように、改正詔書の宣布日については、六月七日（または六日）とする論者もいるわけである。それらの論者は関係史料の総体的な把握を文章化していないため、意図するところを明確にすることはできないが、改正詔書の日付「六月二日」と宣布に関する記述に見える「六月七日（または六日）」を両方認め、文案は二日に作成されたが、宣布されたのは七日（または六日）であったと理解したものと推測される。

筆者なりにそのように考える根拠を加えるとすれば、橘広相が愁文を提出したD六月五日条の位置付けが重要であると考える。広相の提起した反論の書状が五日に天皇の元に届けられているというこ

とは、六月二日に改正詔書の文案ができていたことは間違いないとしても、まだ宣布がなされていない段階での抵抗運動と理解することが可能ではないか、さらに言えば、宣布されていないが故に可能な運動ではなかったかとさえ思うのである。広相が、改正詔書が作成されるという情報を得たり、天皇経由で文案を見せられたりするなどして危機感を抱き、学問上の議論としての反論を書いて天皇に提出し、宣布差し止めを働きかけたのではないかと想像してみた。二日に宣布がなされたとなると、その後で広相が愁文を提出しても全く無駄な抵抗ではないかと考えるのである。

日を仁和四年六月三日条とみなし、天皇が六月二日に改正詔書の作成を認め、宣布もされてしまったことを後悔する記述とする解釈は極めて合理的であり、今後とも通説として継承されていくであろう。しかし、前提として改正詔書が六月二日に宣布されたことが必要であり、それが必ずしも万全ではない以上、鉄案とまでは言えないというのが私見である。『政事要略』の本文調査の深化などによって問題解決が図られるべきであろう。

筆者は天皇が日に記した後悔の念が六月の改正詔書作成時からの感情としてあったことを否定する者ではない。そのような念が十一月三日に至っても消えなかったことが語られているらしい、ということが重要であり、それが広相断罪問題の未解決、道真の「奉昭宣公書」の理解と関係しているのではないかと考えるのである。次節で述べてみたい。

2 仁和四年「十一月三日」条と「奉昭宣公書」の関係

道真の「奉昭宣公書」(阿衡事(六))は、天皇を支えた功績が基経に勝る広相を罪するべきではないと強い調子で論じる文章で基経に説得を試みた書状であり、阿衡事件研究の基本史料として、道真の学識や人柄を物語る史料として著名である。しかしながら、それが阿衡事件の解決にどの程度の効力を持ったかについて疑問を持たれてきた史料でもあった。

文中に「某今日偷入皇城」・「去十月。大臣命明法博士云。定広相所当之罪名。諸人云々」と見えることから、「今日日」とは仁和四年の十一月または十二月となり、天皇が事件の大筋での解決を確信した十月二十七日よりも後の文章ということになるからである。坂本太郎氏が「内容からいうと、十一月になって出されたもののように見える。そうすると時日の関係から、基経の翻意の役には立たなかったことになる」と述べられたのが、最も穏当な解釈であることは、言うまでもない。

それでも道真の活躍の実効性を裏付ける余地を探ろうとする先行研究もあった。

彌永貞三氏は、十一月以降のものと見ざるを得ない「奉昭宣公書」が事件解決に果たした効力に疑問を残したまま考察を進め、阿衡事件が遅くとも十月二十七日には解決していたことを踏まえ、道真が平安京で活動することのできた期間の幅を十月初めから十一月末までの間と絞り込み、次のような結論を出した。「道真は十月のはじ

めに急ぎ旅立って上京し、阿衡事件の情報を書き、その解決に奔走し、数日滞在しただけで帰って来たのだと思う」と。所功氏は、阿衡事件が十月中下旬に解決しているから、「奉昭宣公書」の「去十月」は「去十日」の誤写であり、「今日日」を十月のある日（月上旬）と見た上で、道真は十月早々に上京して事件の状況を把握し、十日に基経が明法博士達に広相の罪名調査を命じたことを聞くに及び（惟宗直宗等が召し出されたのは十三日）、その罪名勘文の内容を知りえた十五日に近い時点で「奉昭宣公書」を基経に奉呈したと論じている。⁽²³⁾

しかしながら、「奉昭宣公書」の「去十月」が持つ問題を、彌永氏のように棚上げにして論を進めたり（但し、道真の活動可能期間を『菅家文章』から絞り込んだ点は高く評価すべきである）、所氏のように「去十月」を「去十日」に改めてしまう論（十日と十三日の段階設定にも不自然さを感じる）には疑問を感じないわけにはいかない。

「去十月」をそのまま理解する解釈が可能であれば、それこそが最も穏当な解釈と言うべきである。

そもそも、「奉昭宣公書」が十一月に入京した道真によって書かれ、それが政治的に何らかの意味を持ったと理解することに、どの程度の不自然さがあるであろうか。

私は、阿衡事件が大筋で解決していたとしても、その後遺症は残っていたのではないかと思うのである。温子を後宮に迎えるという妥協によって天皇と基経が和解したとしても、それは両者の間の

裏取引であって、建前としての阿衡問題が解消したわけではないはずである。十月二十七日に広相が天皇から召し出され、出仕を再開した後でも、天皇と広相を取り巻く状況が一気に好転したわけではないであろう。

十月十五日の量刑勘文（阿衡事（五））には「件勘文未進之前、有恩詔被免。仍不進之」という付記がある。それが勘文に付随して記された当時の事実を正確に伝えるものであり、その勘文を『政事要略』の編者惟宗允亮が引用したと認めるならば、天皇に奏上して決裁を仰ぐ前に、天皇が恩詔を下して罪を問わないことになった、という運びとなるのだが、筆者はこの注記は允亮が付けた『政事要略』の地の文である可能性もあると思う。つまり、正式の免罪がなされたとしても、それが十月十五日前後に出されたかどうかには問題があると考えるのである。

「奉昭宣公書」の文中には、十月の勘文提出命令を承けて提出された量刑勘文に、職制律詔書施行違条に基づく勘文と詐欺律詐為詔書条に基づく勘文のあったことが記されている。後者が阿衡事（五）の勘文に相当するのであるが、そのような議論が「奉昭宣公書」の時点で問題となっていることは、天皇が恩詔を下して罪を問わないことが正式には決まっていなかったことを物語っている。道真は基経に「大府先出施仁之命、諸卿早停断罪之宣」と説得を試みているのである。

想像をたくましくすれば、十一月に入っても広相断罪論の蒸し返

しがあったのかもしれないのである（基経にとつてはそれを放置しておく方が好ましかったとさえ言えよう）。情勢が望んだように速く好転しないことを気に病んだ天皇が、元をたどれば六月に改正詔書をあの文面で出したことへの後悔の念をあらためて抱き、それを十一月三日の日記として書き付けたのではあるまいか。そして、事件のことを憂えて、遅ればせながらも十一月に入京した道真が「奉昭宣公書」を基経に送ることにはそれなりの意味があったのではなからうか。

阿衡事(五)の勘文に付記された「件勘文未進之前、有 恩詔被免。仍不進之」が歴史的事実を伝えるものだったとしても、そこに書かれている恩詔による免罪は十月二十七日以前になされたのではなく、十一月に下る可能性を考慮するべきではないかと思うのである（正式な免罪がそのものがなされないまままで済まされた可能性もあるう）。

結びに代えて

本稿で行った考察と提示した私見を繰り返すことはしない。私見には強く主張するだけの根拠に乏しい面が多く、通説とは別の考え方にも成立の余地があることを指摘したに止まるからである。ポーゲン氏が阿衡事件解決の経過について、

Surviving evidence is inadequate to permit a definite conclusion. (残されている証拠史料は不十分なものであり、明確な結論

を得ることはできない。)

と述べたことを忘れないようにしたい。そして、『御記』・詔勅・阿衡勘文に見える中国古典に関する記述と広相断罪勘文の法理を正確に理解し、解釈することを加味し、事件の経過を検討し直していくことが課題であることを確認して、稿を閉じることにする。

注

- (1) 諸先学による関白に関する重厚な研究史を詳細に紹介し、是非を論じることは筆者の力量を超える。ここでは、坂上康俊「関白の成立過程」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集下巻』(吉川弘文館、一九九三年)所収)を挙げるに止めておく。
- (2) 以上三件の史料は後述する『政事要略』巻第三十、阿衡事所収のものである(後述の阿衡事(一))。以下の阿衡事件の概要に関する記述で出典を断らないものについても同様である。但し、『宇多天皇御記』については何月何日条であるかを付記する。
- (3) 米田雄介「太政大臣の系譜―撰関制の成立と展開」(吉川弘文館、二〇〇六年)所収、一〇五―一〇八頁。
- (4) 『吉口伝』に見える「仁和寛平御記」には、仁和三年十一月十七日に書かれたと見られる「照宣公」(昭宣公基経)の書状の文章「今日即位。天晴、香煙直入碧霄、風閑、虹旗不動地上。還疑堯舜柴燎之秋。小人幸甚云々」が引用されており(元弘二年〔北朝年号の元徳四年。一三三三〕三

月二十二日に太政官庁で挙行された光厳天皇の即位式について、二十六日に吉田定房が語った談話の中に見える)、和田英松氏によって『宇多天皇御記』仁和三年十一月十七日条として採録されている(『続々群書類従』第五記録部、列聖全集『宸記集』上巻)。即位当日に天皇と基経の間で遣り取りされた書状の文章が残されていることは貴重である。

(5) この「幸遇无為之世、当作少事之臣」の部分(仁和三年閏十一月二十六日の辞表の文言に基づくことは、注3前掲米田著書、一〇四頁に指摘がある。

(6) 阿衡事(二)の中原月雄・善淵愛成連名の四月二十八日勘文がこれに該当するであろう。

(7) 注3前掲米田著書、一一〇頁。

(8) 但し、この十月二十七日条を十一月二十七日条の誤りではないかとする和田英松氏の見解についてはここで言及しておく。和田氏は十一月以後に書かれたことが明らかな「奉昭宣公書」の記述内容が広相の不出仕状態継続を物語っていると解釈することにより、宇多天皇が広相を召し出して出仕を命じた本条の記述は十月二十七日時点のものに似つかわしくなく、十一月のものではないかとした。しかし、十月中に広相の出仕が再開した後でも阿衡事件のしこりが残り、そのために十一月以降に「奉昭宣公書」が書かれたと考えることも可能である以上(第三章で私見を述べる)、『御記』の日付を一月遅らせて解釈する必要はないと考える。和田英松「藤原基経阿衡に就て」(『中央史壇』第二二巻第四号、一九二六年)を参照。

(9) 太田善麿『塙保己一』(吉川弘文館、一九六六年)、七四〜七九頁。

(10) 『歴代宸記』(『増補史料大成』一、臨川書店、一九六五年)、所功編『三

代御記逸文集成』(国書刊行会、一九八二年)。なお、後者には所氏による新補逸文が追加されている。

(11) 『東京大学史料編纂所史料集』(東京大学史料編纂所、二〇〇一年)、五二〜五三四頁。

(12) 所功「阿衡紛議と菅原道真」(和漢比較文学会編『菅原道真論集』(勉誠出版、二〇〇三年)所収)、四八五〜四八六、四八八〜四八九頁。

(13) 注3前掲米田著書、一〇九〜一一〇頁、一二二頁注57。

(14) 注1前掲坂上論文、三三五・三四五頁。

(15) 所功「寛平の治」の再検討」(『菅原道真の実像』(臨川書店、二〇〇二年)所収)、七六頁。初出同題論文(『皇學館大學紀要』第五輯、一九六七年)、一一四頁、一三三頁注44・45。

(16) 目崎徳衛「関白基経―権力政治家の典型」(『王朝のみやび』(吉川弘文館、一九七八年)所収。初出一九六五年)、一二七頁。

(17) 阿部猛「菅原道真―九世紀の政治と社会」(教育社、一九七九年)、一四一頁。

(18) Robert Borgen, *Sugawara no Michizane and the Early Heian Court* (Harvard University Press, Cambridge, Mass. and London, 1980), p. 177.

(19) 佐々木恵介「天皇と摂政・関白」(講談社、二〇一一年)、四五頁。

(20) 坂本太郎「菅原道真」(吉川弘文館、一九六二年)、八一頁。

(21) 彌永貞三「菅原道真の前半生―とくに讃岐守時代を中心に―」(『日本人物史大系第一巻古代』(朝倉書店、一九六一年)所収)、一八四〜一八八頁。

(22) 『菅家文章』巻第四の作品分析による。仁和四年十月初めの「驚冬」

と「晨起望山」（日本古典文学大系『菅家文草 菅家後集』作品番号
272・273）が任国讃岐で作られて以後、十一月末に「冬夜閑思」〔274〕案
曆唯残冬一月」の句がある）が讃岐で作られるまでの間。

（23） 注12前掲所論文、四八八～四八九頁。

（24） 注18前掲ボーゲン著書、一八一頁。